

Title	フランス簡易株式会社制会社の一九九九年改正について
Sub Title	La SAS modifiée par l'article 3 de la loi no 99-587 du 12 juillet 1999
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.12 (2000. 12) ,p.85- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	高鳥正夫先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001228-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス簡易株式制会社の一九九九年改正について

鈴木千佳子

序

- 一、簡易株式制会社制度の創設と目的
- 二、一九九九年改正の経緯と内容
 - (1) 社員資格の廃止
 - (2) 一人簡易株式制会社の許容
- 三、社員たる資格の拡大とその影響
- 四、今回の改正の意義——まとめにかえて

序

一九九九年七月一二日、フランスにおいて「改革と研究に関する法律九九一五八七号 (loi n° 99-587 du 12 juillet 1999 sur l'innovation et la recherche, JO 13 juillet 1999, p. 10396; D. 1999, p. 425)」が成立した。そして、この三条は、一九九四年に創設された新しい会社形態である簡易株式制会社 (société par actions simplifiée) に関し

ての改正を行っているが、これは、もともと合弁事業設立のために創設され、一定額以上の資本金を有する会社のみがその社員となることを許されるという、いわゆる「会社の会社 (société de sociétés)」でしかなかった同制度を、その利用できる社員の資格を自然人、法人を問わず人全般に拡大し、又、社員一人で設立でき、かつそのまま存続できる、一人会社形態であることを認めるものであった。

本稿では、当該改正の経緯及び目的を探りながら、内容を検討し、意義を考察したいと考える。

一、簡易株式制会社制度の創設と目的

フランスでは、一九九四年に、ジョイント・ベンチャー（合弁事業）の設立を目的として、簡易株式制会社を制度化した。⁽¹⁾⁽²⁾ 従来フランスでは株式会社に関する法が多く、強行規定を維持しつつづけていたため、株式会社を利用して共同子会社 (filiale commune) を設立する際、ヨーロッパ内で会社法の規制が比較的緩いオランダ・ルクセンブルグ・イギリスなどの諸国の法が準拠され、フランスでの会社の設立がなされないという結果を生み、これに対抗することが困難になっていた。その対策として、株式会社法の簡易化を検討し、改正を行うことも不可能ではないが、その全面見直しには多くの時間を要することから、より柔軟な会社組織として新しい形態を創設することが選択されたのが当該制度導入の直接的な理由であった。⁽³⁾

簡易株式制会社は株式会社の一種ではなく、株式会社、株式合資会社と並ぶ、株式制会社 (société par actions) の一形態である。そこで、その類似性に鑑みて、原則として株式会社に関する規定は簡易株式制会社に関する特別の規定と両立しうる限りにおいて簡易株式制会社にも適用されるが、株式会社の運営・活動に関する会社法八九条ないし一七七一一条は適用されない（会社法二六二二条第二項）。フランスでは、会社は société

の一種として、原則としては複数当事者の契約により成り立っていると理解されており（民法典一八三二条一項）、その性質を考慮し、簡易株式制会社では、組織・権限分配については定款自治の範囲を極めて広く認めて当該会社の利用当事者の契約に任せることとしたこと（会社法二六二一六条）や、株式の譲渡に会社の事前の承認が必要であるとする旨、十年を越えない期間の株式の譲渡を禁止する旨等を定款に規定することを認め、社員的人格を考慮した点（*intuitus personae*）（会社法二六二一四条ないし二六二二〇条）⁽⁴⁾⁽⁵⁾が極めて特徴的であったが、その一方では、法が制度の濫用防止と利用者の保護について最小限度の規制を行うという形が取られた。その会社組織・活動については、第三者を保護するために、無制限の代表権を有する機関として自然人あるいは法人を社長（*president*）として選任することを強制するが（会社法二六二一七条）、その他は、定款で会社を指揮する（*diriger*）条件を定めることとする。（会社法二六二一六条）社長の他に社員間あるいは社員外から指揮者（*dirigeant*）等の業務執行機関を選任する場合はその旨と権限、委任期間、解任事由、報酬などについても自由に定款に規定することができる。また、法律で明記された一定の重要事項―資本増加・償却・減少、合併、分割、解散、会計監査役の選任、年次計算書類及び利益金に関する株主総会の特別総会及び通常総会に属する権限（会社法二六二一〇条第二項）―を除いた事柄についても社員総会が決定するとする場合にはその旨や、総会の討議形式、議決の方法等も任意に定めることが認められる。

簡易株式制会社は、同制度が創設された時点では、合弁事業設立という極めて限定的な利用目的が念頭におかれていた⁽⁶⁾、また、社員は原則として会社でかつ資本金が一五〇万フラン以上の会社に限られているなど、同制度は会社の中では極めて例外的な地位を獲得しているに過ぎなかったと思われる。したがって、上述のようにその性格が大変革新的であったにもかかわらず、簡易株式制会社は、一九九九年改正以前においては期待されたほど成功を収めなかったとも言われている。⁽⁷⁾

(1) 簡易株式制会社を制度化する一九九四年一月三日の法律第九四一―号 (loi n° 94-1 du 3 janvier 1994 instituant la société par actions simplifiée, JO 13 juillet 1999, p. 10396 ; D. 1999, p. 425.) の制定によって、一九六六年七月二四日の法律第六六一五三七号 (loi n° 66-537 du 24 juillet 1966) (以下、会社法という) の改正がなされ、会社法に二六二―一条から二六二―二〇条が加えられた。なお、フランスでは、簡易株式制会社はその頭文字を取って、SASとも称される。又、本論文で用いられる「簡易株式制会社」との訳については、拙稿・「会社組織および活動の柔軟性―フランスの簡易株式制会社について―」法学研究七三卷二号一―六頁注3参照のこと。

(2) 簡易株式制会社の導入目的・意義・内容については、筆者は、すでに拙稿・前掲一一三頁以下において、紹介及び検討を行っている。また、他に同制度に関する邦文の文献として、鳥山恭一・「略式株式会社の制度化―略式株式会社を制度化する一九九四年一月三日の法律第九四一―号」日仏法学一九九号一〇九頁以下、同・「フランスの略式株式会社制度」比較法学二九卷二号一四三頁以下、梅本剛正・「ヨーロッパにおける閉鎖会社立法の動向(二・完)」民商一一二卷六号六九頁以下、井上治行・「フランスにおける簡易株式制会社法の成立過程―CNPFの簡易株式制会社法案」富士論叢(富士短大)四〇巻二号三一頁以下、同・「フランスのCNPF簡易株式制会社法案、簡易株式制会社法案(翻訳)」富士論叢四〇巻二号二七頁以下、同・「フランスにおける簡易株式制会社法の成立と展開」早稲田法学七三卷一号四九頁以下、同・「会社の組織変更による簡易株式制会社の成立」早稲田法学七四卷三号二三七頁以下、同・「フランス会社法と契約の自由」早稲田法学七五卷三号二二二頁以下、白石裕子・「フランス会社法における簡略型株式会社」早稲田法学七三卷三号三三九頁以下がある。フランスの共同子会社については、奥島孝康・「共同子会社の理論研究序説」フランス企業法の理論と動態(成文堂)一三二二頁以下、同・「共同子会社の法構造―フランス法を中心として―」前掲書二五七頁以下を参照。

(3) Guyon (Yves), 《*Présentation générale de la société par actions simplifiée*》, rev. soc. 1994, n° 6, p. 212.
 (4) 拙稿・前掲一一八頁以下(第一章「簡易株式制会社の特色」)参照。

(5) 社員の人格を考慮したのは、会社における社員間の関係の緊密性の強化と、資本の強固の確保のためと考えられ
 ぬ (JCP éd. E. 1999, n° 35, p. 1310.)

(6) しかし、それにもかかわらず、規定自身に目的を制限するいかなる規定もなかったために、実務は、同制度導入以前においては高いコストを払って株式会社形態で子会社を維持してきたものを簡易株式制会社に組織変更する等してこの制度を利用したため、本来の目的よりむしろ企業合同における組織の簡便化に大変役立つたとされている。^{(CONAC (Pierre-Henri), 《Quelques réflexions sur un avant-projet de loi créant une société par actions simplifiée unipersonnelles (SASU)》, Bull. Joly, juin 1999, §133, p. 607.)}

(7) VIDAL (Dominique), 《Le deuxième souffle législatif de la société par actions simplifiée》, Dr. société, août-sept. 1999, n° 2, p. 4 は、その理由として、会社法の基本的な保守的傾向が存在すること、簡易株式制会社を利用することになればその運営機構等に関して定款を詳細に規定しなければならないが、それが困難を究めること、簡易株式制会社の適用範囲が極めて限定的であることを挙げている。

二、一九九九年改正の経緯と内容

簡易株式制会社を一人会社形態で認めたいという提案は、既に一九九六年に出された元老院議員であるマリ－ニ氏の報告書において現れていたが、⁽¹⁾ 文部大臣 (ministre de l'éducation nationale, de la recherche et de la technologie) である Claude Allègre 氏によって提案されていた「改革 (innovation) と研究 (recherche) に関する法案」の審議の際、突然、議会による修正の観点から法務大臣 (garde des sceaux) 及び大蔵大臣 (ministre de l'économie et des finances) により修正追加された部分として一人会社の許容を含む設立の条件を拡大し、⁽²⁾ 社員資格を自然人法人に関わらず認めるという重大な改正が上乘せされ、それをまず国民議会 (Assemblée nationale) が六月三日に審議の上可決し、⁽³⁾ 更に元老院 (Sénat) が六月三〇日に採択して、⁽⁴⁾⁽⁵⁾ これが一九九九年七月一二日の法律第九九一五八七号の第三条となった。その余りにも急な改正の提案と可決については、学者、実

務家に関わらず、平常の改正プロセスにひき比べて、驚きを禁じ得ないという状況であった。⁽⁶⁾

当該改正において、立法者は簡易株式会社制会社の社員を会社に限ることなく自然人、法人に拡大し、かつ資本金の制限も設けないこととし、社員が一人でも会社を設立できるようにした。

(1) 社員資格の廃止

まず、今回の改正の主要な点の第一は、簡易株式会社を利用できる者の範囲を著しく広げたことである。すなわち、改正前にはその社員たる資格を資本金一五〇万フラン以上の全額払い込み済みの資本を有する会社（並びに商工業を営み公会計原則に服さない国の公施設及び会社形態によらないで設立された私法上の金融機関）に限っていたのに対して、今回の改正では、「簡易株式会社はその出資を限度においてのみ損失を負担する一人または数人の人によって制度化されうる」とのみ規定し、社員を会社に限らず、すべての自然人、法人に広げ、かつ資本金の制限を一切撤廃した（会社法二六二―一条第一項、二六二―四条、二六二―五条）。この理由について、簡易株式会社制度の創設に改正時から携わった学者であり、同制度について造詣の深い Guyon 教授は、かつて資本額に規制があったことは、純理論的な理由に基づくものではなく、制度創設当時の同制度の目的は企業合同の容易化であり、自然人や小資本の会社が制度を利用できないことは大きな問題とはならなかったし、また、定款を詳細に作成しそれにより不利益を受けないような経験の豊かな企業家に限るために、大資本を有する会社がそれを推定させると考えられたことを挙げ、過去五年間、立法者の危惧したような制度の濫用・被害はなかったことから、簡易株式会社制会社の社員資格をすべての人に開くこととなったと説明し、この改正により、簡易株式会社制会社が株式会社の中にあつて例外的に契約的自由が認められる孤島ではなく、すべての者に開かれた一般法上の会社となったことに鑑みて、大変重要な改正であつたとの感想を開陳されている。⁽⁸⁾

改正前会社法二六二―五条では、社員会社の資本が一五〇万フランを下回った場合、その資本減少は社員としての資格を欠くと考えられることから、それから六カ月以内に資本を増加するか、株式を譲渡するかを選択しなければならず、さもなければ簡易株式制会社は解散するか、他の形式の会社に組織変更するかしなければならぬとされ、利害関係人等はこの解散を裁判所に請求することができたが、この措置は改正により廃止された。また、新しい社員の加入を検討する際、改正前は社員の資本を一定以上と定めていたのが撤廃されたために、全ての人が簡易株式制会社に参入できるとすることは、その資本調達を容易にする道を開くことでもある⁽⁹⁾。

又、既存会社が簡易株式制会社に組織変更する際に、既存会社が社員になるために有することを要求される一五〇万フラン以上を有する会社でない⁽¹⁰⁾と組織変更は認められなかったのに対して(改正前会社法二六二―四条)、改正後は、組織変更を行うためには社員の全員一致を要するという要件のみが残った(改正後同条)。

また、簡易株式制会社の資本自体は二五万フランで改正前と変わらないが、改正前は、その全額が引受後直ちに支払われることを要するとされていたが(改正前会社法二六二―二条)、これは改正により削除され、株式会社に関する規定を適用し(会社法七五条)、引受時には株式の券面額の半分を払い込めば、残りは設立から五年以内でよいとされた。

(2) 一人簡易株式制会社の許容

次に、その第二点は、社員が一人でも簡易株式制会社を設立できるようにしたことである(会社法二六二―⁽¹¹⁾一条)。これは、この形態がこれまで完全子会社として利用されることの多かつたことを考えると、あえてわら人形たる社員をもう一人用意させることの必要性に疑問があるとして改正されるに至った事柄である⁽¹²⁾。これにより認められた一人の社員のみから構成される簡易株式制会社は特に、一人簡易株式制会社(société par actions

simplifiée unipersonnelle : SASU) と称される。一人簡易株式制会社一人簡易株式制会社を設立することも可能であるし、自然人が一人一人簡易株式制会社を設立する場合、その数にも制限がない⁽¹³⁾。

一人有限責任企業が有限会社の一形態であるのと同様に、一人簡易株式制会社も簡易株式制会社である。改正後その内容を新たにした会社法二六二―五条は、簡易株式制会社の全株式が一人の株主の手に集中したとしても、sociétéの解散に関する民法典一八四四―五条は適用されないとしており、これにより複数の社員を有する簡易株式制会社は定款変更や特別の手続を経ることなく、全株式の一人への集中のみによって一人簡易株式制会社となる。

社員が最低資本金の額以上の出資を行うと、社員は会社からその額を券面額とする株式一株か、資本金額に対応する複数の株式を引き受けることができるが、将来又その株式を他に譲渡して複数の社員を含む会社形態に復帰するためには、後者の方法をとっておくのが望ましい⁽¹⁴⁾。

又、その法的構造および活動についての特別規定では、有限責任一人企業から多くの着想を得ている⁽¹⁵⁾。会社法二六二―一条第二項は、有限責任一人企業の場合(会社法三四条二項)と同様に、一人の社員を単独社員(socié unique)と呼び、単独社員は共同決定が必要とされている場合の社員に帰属している権限を単独で行使できると規定した。計算書類の確定方法としては、社長(Président)が作成した営業報告書及び計算書類(場合によっては、連結計算書類)を、単独社員は、営業年度終了から六カ月の内に会計監査役が作成した報告書を参考にして承認を行う。単独社員はその権限を何人にも委任することができず、その決定は記録簿に記載されなければならない⁽¹⁶⁾。記載されなかった決定は利害関係人の請求により無効であるとされる(二六二―一〇条第三項、第四項)。指揮者(directant)と会社の間で直接にあるいは介在される他人によって取引が行われる場合には、一人簡易株式制会社の場合には、その旨を決定の記録簿に記載することのみでよいとされている(二六二条―一

条第四項⁽¹⁷⁾。また、ここでは社員間の人的関係を考慮する必要がないので、会社法二六二―一四条ないし二六二条⁽¹⁸⁾。

―二〇条の規定は適用が排除された（改正により追加された会社法二六二―二一条）。

一人簡易株式制会社でも、第三者に対して会社を代表する社長を選任することは義務づけられている。ほとんどの場合に、単独社員が社長を兼ねるのであるが、場合によっては、社長の資格は社員に限られているわけではないから第三者から社長を選任して、これに任せることもできる。一人簡易株式制会社の活動に関しては常にこの二つの場合が想定されるのであり、上述した規定においても、単独社員が社長を兼任していない場合には当然の措置であるとしても、それが同一人が兼職している場合には無用な形式と批判されかねない⁽¹⁹⁾。これは、これらの規定の参考になっていると考えられる有限責任一人企業の諸規定に対する批判と共通する。しかしながら、出資者による最小限の保証をはかることは、第三者保護にもつながり、また、株式制会社では出資者が最終決定権を有するとの原則に合致することでもあるとして、この形式主義も認めることができるように思われる⁽²⁰⁾。

社員が一人であっても、会社の監督 (contrôle) に関する会社法二一八条以下は適用され、会計監査役の選任は必要であると解される。指揮者が株主ではない場合の株主の保護をはかる必要性と、広く会社の利害関係人の保護にも関わるからである⁽²¹⁾。

Guyon 教授は、一人設立を認めたことは企業合同の手段としては重要であるとしても、すべての人に簡易株式制会社を開放した前述の点に比べれば、それほど重要性はないと言われる⁽²²⁾。

(1) Rapp. Marini, *La modernisation du droit des sociétés*. La documentation française, 1996, p. 24 et 245. 当該報告書の内容については、山田純子・梅本剛正・「フランスにおける会社法改正の動向」商事法務一五六八号六六頁以下参照。

- (2) その際、イニシアチブを取ったのは、明らかに大蔵省であるとされる (BARANGER (G), 《Le droit des sociétés bouleversé à la sauvette. L'ouverture de la SAS unipersonnelle》, *Bull. Joly*, juillet 1999, §197, p. 831.)。
- (3) *JO*, déb. Assemblée Nationale, séance de 3 juin 1999, p. 5423.
- (4) *JO*, déb. Sénat, séance de 30 juin 1999, p. 4711.
- (5) 国民議会では、当該改正の対象を進取の気性に富んだ企業 (entreprise innovante) に限ることが評価されたのに対し、この限定を無視して何の制限もなく適用企業を拡大することについて、文化事業委員会 (commission des Affaires culturelles) は、元老院の審議前に改正のもたらす弊害について忠告すること (LAFFITE (M. Pierre), Sénat, rapport (session ord. de 1998-1999) n° 452, p. 15)。
- (6) そのことは、改正について伝えた論稿の題名からも知ることができるといえる。例えば、前述の Baranger 氏の論稿の題名は、「隠れて大変動した会社法」であり、その冒頭では、「会社法に関する雷鳴 (Coup de tonnerre sur le droit des sociétés)」との記述があり、改正は非常に重要な内容を含んでいたことを評価する一方、このような重要な改正が隠れて行われたことに問題があると批判されている (p. 832)°。また、Le Cannu (Paul), 《La SAS pour tous》, *Bull. Joly*, août-sept. 1999, §198, n° 3, p. 841 は、「国民議会における六月の一夜に一瞬のうちに実現された拡大」という表現を使っている。
- (7) GYON (Y.), 《L'élargissement du domaine des sociétés par actions simplifiées》, *rev. soc.* 1999, n° 2, p. 506.
- (8) GYON, *op. cit.* (rev. soc. 1999), n° 1, p. 505. イブ・キートン (鳥山恭一訳)・フランス会社法の最近の展開「商事法務一五四六号六頁では、「会社法における真の革新 (une véritable révolution dans le droit des sociétés)」に当たるといってよろ」と言われる。
- (9) Le Cannu, *op. cit.*, n° 15, p. 844.
- (10) これは、簡易株式制会社に組織変更があった場合、社員は出資に見合った損失を負担するのみで義務の加重はないが、組織及び活動の自由が広く認められる中でその権利が阻止されることもあり得るし、また、株式の譲渡に定款条項で制限がなされている場合も多いので、権利を制限されるとの危惧からであると考えられる (RANDOIX (Dominique), 《Une forme sociale ordinaire : la société par actions simplifiée (SAS)》, *JCP*, éd.E. 1999, n°

- 17, p. 1815 et suiv.)。この要件を満たすことの困難さが組織変更の数を減らすであろうとの見方もあるが (GUYON, *op. cit.* (rev. soc. 1999), n° 4, p. 507) 多くの社員の全員一致という要件を満たすことは、実際には、難しくはなく、多くの場合、あらかじめ白紙委任状をとることなどが行われるとらう (Vidal, *op. cit.*, n° 8, p. 5.)。
- (11) フランスでは、一人設立を認めることは既に一九八五年に有限会社において行われており、これは有限責任一人企業 (entreprises unipersonnelles à responsabilité limitée : EURL) と称されているが、それを簡易株式制会社にまで、拡張したのでもある。
- (12) Le CANNU, *op. cit.*, n° 19, p. 845. RANDOUX, *op. cit.*, n° 3, p. 1813.
- (13) 有限責任一人企業 (EURL) では、一つの有限責任一人企業が他の有限責任一人企業の社員となることはできないとされているが (会社法三六一二条第二項)、一人の自然人が設立できる有限責任一人企業の数には制限がない (一九九四年改正により会社法三六一二条第一項一文削除)。
- (14) Lamy sociétés commerciales, éd. 2000, n° 3922, p. 1711.
- (15) RANDOUX, *loc. cit.*
- (16) 会社法六〇一条参照。
- (17) 会社法五〇条三項参照。
- (18) 新規に挿入された四項は一項の例外を規定し、会計監査人の報告書を作成する必要があることを示唆しているのみであり、単独社員による承認は相変わらず必要であると考えられる (Vidal, *op. cit.*, n° 15, p. 5.)
- (19) 批判的な感想を述べたものとして、Vidal, *op. cit.*, n° 14, p. 5.
- (20) CONAC, *op. cit.*, p. 616.
- (21) RANDOUX, *op. cit.*, n° 23, p. 1816.
- (22) GUYON, *op. cit.* (rev. soc. 1999), n° 6, p. 508. 同様の意見として、GERMAIN (M), 《La SAS libérée》, JCP éd. G. 1999, p. 1657.

三、社員たる資格の拡大とその影響

まず、改正の第一点の社員の資格を制限せず、制度の利用範囲を拡大したことについては、これまで、ほんの例外に属する極めて特殊な性質を有する簡易株式制会社が、利用目的の面でも限定されることなく、企業合同の手段としても、また個人企業主の企業を会社化するためにも用いられるようになったことが指摘できる。⁽¹⁾⁽²⁾

そして、この例外から本則への転換は、この会社形態をフランス会社制度の中でいかに位置づけるかを検討する上で、非常に重要な要素となったと考えられる。この改正は、単に簡易株式制会社というほんの一部の改正ではなく、会社法の根底の急変をもたらしたと評されているのである。⁽³⁾

それはまず、他の会社制度に与える影響である。フランス会社法は会社組織の多様性がその特徴であり、それが固有の性質、目的、内容を有している。最近の統計では、有限会社の数はおよそ六一万六〇〇〇社、株式会社はおよそ一七万五〇〇〇社、簡易株式制会社は数百社である。⁽⁴⁾ そのうちの一つの領域拡大は他にどのような影響を与えるのであろうか。⁽⁵⁾ 簡易株式制会社の一般化によって、株式会社や有限会社は衰退を余儀なくされるのか。これについては、否定する意見と肯定する意見が見られる。前者の意見としては、有限会社や株式会社はこれまでどおりそれぞれの利用方法にそって利用され続けると考える。これは、ほとんどの社員の追求目的は、株式会社あるいは有限会社を選択しても達成され、株式会社は資金調達が容易であるのに対し、簡易株式制会社は、利害関係人の関係が非常に複雑であることから問題も多く、もしもこの形態をとることにより救われる点があるとするれば、過去、株式会社や有限会社の形態をとりつつ有効性の不確定な株主間契約に頼っていたものが確実になるという点のみであろうとされる。⁽⁶⁾ これに対して、有限会社との対比においては、有価証券が発行できることや社長の税法上社会保障上の地位は株式会社と同じく優遇されていることを、また、株式会社においては、そ

れが簡便な組織を備え活動が自由であることを、簡易株式制会社は利点として挙げることができ、そのため、人々はこれらを顧みなくなるおそれがあるし、株式会社は資金を公募できる会社としての使命が残るが、有限会社はこのために意義が失われ、削除されてしまう可能性すらあることが指摘されている。⁽⁷⁾

そして、次に挙げるべきなのは、簡易株式制会社の果たすべき役割の変化である。この改正をつうじて、簡易株式制会社は単なる合弁事業設立のための道具から、閉鎖会社一般のモデルへと姿を変えたと評される。⁽⁸⁾

この改正を経て、会社法二六二―三条により簡易株式制会社は以前と同様、資金の公募を禁じられており、これを犯すと最高一二万フランの罰金が経営者に課される（会社法四六四―三条）。これは、定款による幅広い会社活動の自由を認められた会社に資本を提供する者は相互に人的にも強く結合していることが望ましく、又、その出資者自身の保護のために、誰でもがこの会社形態に加入できるとすることを防止することになったと考えられる。⁽⁹⁾ 簡易株式制会社は著しく適用範囲を広げ、一般化しながら、閉鎖会社の特性を維持することとなり、このことが今後の閉鎖会社のモデルとなるとの指摘につながるのである。近時の会社法改正は公募会社・非公募会社の区別を除くに明確に区分しつつあり、⁽¹⁰⁾ また、今回の改正をふまえて、フランスの株式制会社法に事実上二つの分化が生じたとの見方もある。それは、簡易株式制会社の形式を取り、契約に基づくか又は一人会社である閉鎖会社と、株式制会社の形式を取る（この場合は、株式会社が多いであろうが）公開上場会社の二分化のことである。⁽¹¹⁾

なお、ヨーロッパ共同体レベルの視点においては、この制度は閉鎖会社法のモデルを提供するとも言われる。⁽¹²⁾ ヨーロッパ共同体裁判所の判例により、ヨーロッパ居住者はフランスで簡易株式制会社を設立して、本国でその支店の開設を認められるようであり、このことによってフランスの法制度に従うことにより外国人が自国の法による強制から逃れて自由を享有することが認められるという、一種の法的パラダイスを提供することになる可能

性もある⁽¹³⁾。

- (1) 個人企業主が利用する場合には、会計監査役の選任、商事裁判所書記局での年次計算書類の備置きなどを強制される点で、不便も考えられる (Lamy 2000, n° 3921, p. 1711.)。
 - (2) また、自然人も社員となることが認められたことにより人間性 (humanité) を原因とする今まで考えなくてもよかった問題 (能力、結婚、内縁、死亡などに関連する問題) が生じてくることなど、更に検討を続けるべき課題がある⁽¹⁾とも確かである (Le Cannu, *op. cit.*, n° 5, p. 842.)。
 - (3) BARANGER, *op. cit.*, p. 831.
 - (4) DAIGRE (Jean-Jacques), 《*Faut-il banaliser la société par actions simplifiée ?*》, JCP éd. E. 1999, p. 977.
 - (5) DAIGRE, *ibid.*
 - (6) GUYON, *op. cit.* (rev. soc. 1999), n° 4, p. 507. RANDOUX, *op. cit.*, n° 10, p. 1814.
 - (7) DAIGRE, *op. cit.*, p. 978. 同じ立場に立つものとして、六月三十日の元老員の審議の中で、質問者である Hvest 氏は、この制度が有限会社に与える影響を憂慮し、株式会社は資金公募会社を除いて、利益や魅力を失ったと言われている (JO, déb. Sénat, séance de 30 juin 1999, p. 4725)。
- Le Cannu, *op. cit.*, n° 21, p. 846 は、一人簡易株式制会社は、有限責任一人企業を抹殺することになるとし、その場合の前者の後者に対する利点として、強行法規がやや少ないこと、有価証券が発行できるためそれだけ資金調達が容易であることを挙げる。
- (8) Le Cannu, *op. cit.*, n° 4, p. 842.
 - (9) RANDOUX, *op. cit.*, n° 6, p. 1813. Lamy 2000, n° 3869, p. 1694.
 - (10) GUYON, *op. cit.* (rev. soc. 1999), n° 3, p. 507.
 - (11) BARANGER, *loc. cit.* RANDOUX, *op. cit.*, n° 4, p. 1813.
 - (12) GUYON, *op. cit.* (rev. soc. 1999), n° 5, p. 508.

(31) GUYON, *ibid.* CJCE 9 mars 1999, *rev. soc.* 1999, p. 386 note G. Parléant.

四、今回の改正の意義——まとめにかえて

一九九九年改正は、簡易株式制会社の設立の要件を拡大したが、この改正後のフランス会社法学者の論文を読む範囲で理解しうるのは、これは単に同制度の利用を促進するという本来の効果を越え、予想外の大きな影響を与えたことである。

三で検討したように、第一には、特に有限会社や株式会社との関係で、前者に対しては株式の譲渡可能性（有価証券制度の導入）で資金を集めることがより容易であり、後者に対しては、資金を公募できないことが弱点であるが、それを上回る利益として社長をおくことを強制されることを除いて自由に定款で運営機関を組織し、活動を行うことができることが挙げられ、これによって、有限会社はその意義を失うし、また株式会社から離れて簡易株式制会社を選択する可能性もあり、会社の勢力地図を塗り替えることになりうると指摘されている。そして、第二には、株式会社は公開会社のモデルとなり、簡易株式制会社は閉鎖会社のモデルとなつて、今後会社制度の二分化が促進されるようになるであろうという点である。これらの点は、今後、実際に実務がこれをどのように利用するかによって、上述した予想がそのままではまるのか否かが試されるであろう。

また、今回の改正が、このような重要な結果を生む可能性があったにもかかわらず、非常に秘密裏に短時間の検討を経ただけで行われてしまったことについては、批判が多い。⁽¹⁾ 今後は（確かに問題は多く、困難であることが認められるが）、株式会社法規定の簡素化の問題も含めて、正面から会社法全体の改正の検討が行われてゆくべきであると考えられている。⁽²⁾

以上に対して、あまり積極的に議論されておらず、決着のついていないのは、会社の性質とも関連する理論上の問題である。

まず、簡易株式制会社の一人会社化は、すでに有限責任一人企業が認められていることから、社員資格の拡大による影響ほど大きくはないとしても、問題になる。今後、会社法のなかでどう説明されることになるのであるうか。簡易株式制会社の一般化に呼応して、これが一般的に一人会社を許容する方向性とながるのであろうか。⁽³⁾そして、その場合には、一人会社の説明はどのようになされるのか。

また、フランスでは、会社を契約と考えるか、制度と考えるかについてはかねてから論争があるが、これら双方の主張に影響が生ずるのかどうか、また、これまで簡易株式制会社では定款自治を広く認めることを会社の契約理論から説明してきたために、矛盾は生じないか等⁽⁴⁾の解決困難な問題を提起している。

最後に、簡易株式制会社は大変広く認められた定款自治によって利害関係人の利益、特に少数派株主の利益を侵害したり、制度の利用者自身がその制度を上手に利用する術を知らずに損害を被ったりするおそれがあることは、同制度創設当時から注意が促されているところである。⁽⁵⁾この問題が、適用範囲の拡大により顕在化してこないかどうかについて観察を怠らないようにしながら、利用者⁽⁶⁾に他の会社制度も含めた会社法の理念と当該制度の理解を深めさせるとともに、慎重な利用が行われるように促してゆくことが必要と考えられている。

(1) RANDOUX, *loc. cit.*

(2) BARANGER, *loc. cit.*

(3) 『これを肯定するものと』 RANDOUX, *op. cit.*, n° 7, p. 1813. 『否定するものと』 GUYON, *op. cit.* (*rev. soc.* 1999), n° 8, p. 509.

又、株式は複数制が原則であるとすると、一人簡易株式制会社はその点でも例外に属すると考えられるが、これは、

- 一人簡易株式制会社は潜在的に株式の複数制を有しているから、いつでも社員を増やして複数の社員を有する簡易株式制会社に戻れるし、またその全株式が一人に集中するという潜在的可能性により説明できるのではなからうか(V. CONAC, *op. cit.*, p. 608 et suiv.)。
- (4) CONAC, *op. cit.*, p. 618 は、この変更によって、法人は法的技術に近づき、会社の定義は契約からは遠ざかったのではないかと述べている。
- (5) 拙稿・前掲一三一頁以下参照。
- (6) LE CANNU 教授は、これまで簡易株式制会社は完全子会社として利用されることが多かったので、あまり問題がなかったが、社員の員数の限定もないため、いつまでもこのような状態が維持されるかどうかは疑問があり、その場合には無効の訴、解散の訴等の問題が生ずるのであるが、社員の員数を限定することについては反対が強いことに触れ (*op. cit.*, nos 16 et 17, p. 845) また、定款の有効性を判断する専門家が必要であることを説いている (*op. cit.*, n° 44, p. 852)° Germain 教授は、この会社形態で高いリスクを伴う自由が問題を生ずるならば、再び立法により規制が行われる可能性もあるだろうことを指摘する (*op. cit.*, p. 1658. 同じ趣旨の主張として、RANDOIX, *op. cit.*, p. 1819.)